

# 大分県報

平成二十九年  
第二八八五号  
五月三十日

（火曜日）

## 目次

### 告 示

広域連合規約の変更の届出……………	一
特定非営利活動法人の設立認証申請……………	一
大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………	一
平成二十九年度県営林産物（間伐材）処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務の委託……………	二
道路区域の変更（二件）……………	二
道路の供用開始……………	二
大分港西大分地区駐車場使用料徴収事務の委託……………	三
大分港港湾施設に係る港湾使用料の徴収事務の委託……………	三
大分港大在地区コンテナターミナル使用料の徴収事務の委託……………	三
別府港県営三号上屋使用料の徴収事務の委託……………	三
別府港北浜ヨットハーバー使用料の徴収事務の委託……………	三
大分スポーツ公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………	四
大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………	四
ハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………	四
開発行為の完了……………	四
契約者等の公示（二件）……………	四
競争入札参加者の資格に関する公示（二件）……………	五
一般競争入札の実施（二件）……………	七

## ○告 示

### 大分県告示第三百二十八号

白津広域連合から届出のあった白津広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、平成二十九年四月十日付で受理した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県告示第三百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請のあった年月日

平成二十九年五月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおいたWEBクリエイティブボックス

三 代表者の氏名

式 地 清 志

四 主たる事務所の所在地

大分市金池町二丁目一番十号

五 定款に記載された目的

この法人は、高度情報化社会に必要なスキルを持ち世界で活躍するITクリエイティブ人材を育てるための教育事業を実施するとともに、情報化の利便性を年齢に関係なく享受できる社会づくりを旨とした啓発活動等を実施することにより、情報格差のない社会を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

### 大分県告示第三百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県林業研修所の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び氏名

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五  
公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり平成二十九年年度県営林産物(間伐材)処分事業委託に係る物品売払代金の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字古国府字内山千三百三十七番地の十五  
公益財団法人森林ネットおおいた

理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成二十九年四月三日から平成三十年三月三十日まで

大分県告示第三百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年五月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	-----	---------	-------	----

一般国道三八七号	前	後	前	後	メートル	メートル
玖珠郡玖珠町大字岩屋字棚田二〇五番一〇から玖珠郡玖珠町大字岩屋字棚田二〇七番五まで	一九四・〇 〽二六・四	三一・〇 〽一二・〇	一九四・〇 〽二六・四	一二六・〇	メートル	メートル

大分県告示第三百三十三号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成二十九年五月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。  
平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道中津留轟牧口停車場線	豊後大野市三重町大白谷字 柚川二一一番七地内	前	メートル	メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	豊後大野市三重町大白谷字 八坂三四九番二から 豊後大野市三重町大白谷字 柚川内二一一番五まで	後	メートル	メートル	
		A	一〇・四 〽四・〇	一五四・〇	
		B	二四・五 〽四・八	一四五・〇	

大分県告示第三百三十四号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十九年五月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
豊後大野市三重町大白谷字八坂三四九番二から豊後大野市三重町大白谷字柚川内二二一番五まで		平二九・五・三〇

県道中津留轟牧口停車場線

大分県告示第三百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港西大分地区駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

北九州市小倉南区湯川二丁目九番二十二号アマノ株式会社北九州支店内三階  
アマノマネジメントサービス株式会社北九州営業所

所長 中野 豪

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市豊海一丁目一番九号  
特定非営利活動法人みなとまちづくり

理事長 橋本 均

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分港大地区のコンテナターミナルの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字大在六番地  
株式会社大分国際貿易センター

代表取締役社長 岡 周 司

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港県営三号上屋の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

別府市新港町九百四十二番五号  
株式会社おおいた観光サービス

代表取締役 奥村 伸幸

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり別府港北浜ヨットハーバーの港湾施設の使用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

山口県宇部市港町一丁目十三番五号

株式会社ササキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝吉

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分スポーツ公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市東春日町一番八号

株式会社大宣

代表取締役社長 朝倉 弘美

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大洲総合運動公園及び大分県立総合体育館の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市青葉町一番地

ファビルス・プランニング大分共同事業体

代表者

福岡市博多区博多駅前二丁目一一

株式会社ファビルス

代表取締役 野田 武太郎

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおりハーモニーパークの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

東京都摩多摩市落合一丁目三十一番地

株式会社サンリオエンターテイメント

代表取締役社長 辻 信太郎

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字庄手字村前百七十八番一ほか五筆

二 開発区域の面積

三千九百七十一・〇三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

福岡県朝倉市一ツ木千四百四十八番地一

株式会社ドラックストアモリ

代表取締役 森 信

四 完了検査年月日

平成二十九年五月十一日

次のとおり契約者等について公示する。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
行政情報システム維持管理・運用業務及び電算システム維持管理支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県商工労働部情報政策課

三 随意契約の相手方を決定した日  
平成二十九年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社大分支店 支店長 阿 部 泰 朋

五 随意契約に係る契約金額  
大分市東春日町十七番五十八号

六 随意契約に係る契約金額  
八千三百九十二万八千九百六十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

七 随意契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり契約者等について公示する。  
平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量  
平成二十九年大分県自治体情報セキュリティクラウド運用管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
大分県商工労働部情報政策課

三 随意契約の相手方を決定した日  
大分市大手町三丁目一番一号

四 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加 藤 健

大分市東春日町十七番五十七号

五 随意契約に係る契約金額  
四千四百八十四万六千六百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等又は特定役務の種類  
閉域網利用によるタブレット端末及び通信サービス提供契約

二 競争入札の参加者資格  
1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。）である場合

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格

を有する者とする。

大分県報（公告）

平成二十九年五月三十日

大分県報（公告）

五

があると認めたとする。

(一) 経営規模

- (1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- (2) 競争入札に係る業務の実施に必要な要員の有無（基準日において有する要員の状況をいう。）
- (3) セキュリティ管理体制（基準日における保管データの管理やセキュリティ確保に必要な対策の実施状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

- (三) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班  
 〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号  
 電話 ○九七（五〇六）二〇六五

3 申請の時期

平成二十九年五月三十日（火）から六月十二日（月）までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十一年三月三十一日（土）までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

- 1 申請書の交付場所
- 三の2に同じ
- 2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/mobilework.html>

六 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないことができる。

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該

当すると判明した場合

- (三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成二十九年五月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする特定役務の件名及び数量

大分県立海洋科学高等学校及び香川県立多度津高等学校共同運航実習船建造工事 一式

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない場合

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

- (二) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号。以下「告示」という。）第八条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない場合

- (三) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない場合
- (四) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税を滞納している者である場合
- (五) 営業年数が一年未満である場合

- (六) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

- (七) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

- (ハ) 漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶で国内総トン数四百トン以上の鋼製の船舶を建造した実績を有する者でない場合
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 経営規模

ア 自己資本額（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における建造等に従事する技術者の数をいう。）

ウ 造船能力等（基準年度の決算における建造船きよ等の保有状況をいう。）

(二) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(四) 過去の実績（漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶で国内総トン数四百トン以上の鋼製の船舶を建造した実績をいう。）

三 入札を希望する者の資格確認申請の方法等

1 申請の方法

所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県教育庁教育財務課施設企画班

〒八七〇―八五〇三 大分市府内町三丁目十番一号

電話 ○九七―五〇六一―五四五六

3 申請の時期

平成二十九年五月三十日から平成二十九年六月十二日まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

1 有効期間

資格を取得した日から平成三十年九月三十日までとする。

2 更新手続

平成三十年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づき入札参加資格の審査の申請（毎年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格確認申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県教育委員会ホームページ <http://kyouiku.oita-ed.jp/list-top-koujikeiyaku.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合、その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(八)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格確認申請書又はその添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により競争入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公示する。

平成29年5月30日

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量

閉域網利用によるタブレット端末及び通信サービス提供契約

(2) 納入期限

平成29年9月29日（金）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

(4) 契約期間

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成29年10月1日から平成34年9月30日までの長期継続契約とする。  
ただし、納入期限は上記(2)のとおり平成29年9月29日とする。

2 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、電気通信用機器としての業種登録を取得している者であること。
  - (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
  - (4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
  - (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
    - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
    - ウ 暴力団員が役員となつている事業者
    - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
    - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
    - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
    - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
    - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
  - (6) この調達に係る仕様書に基づき、大分県知事に機能等証明書を提出し、本入札への参加を認めることについて、通知を受けた者であること。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
上記2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審

査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

- (1) 申請の時期  
平成29年5月30日（火）から6月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
- (2) 申請書類の入手場所及び提出先  
大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班  
〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097—506—2065
- 4 契約に関する事務を担当する部局の名称  
大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班
- 5 契約条項を示す場所及び日時  
(1) 場所  
大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班  
〒870—8501 大分市大手町3丁目1番1号  
電話 097—506—2065  
(2) 日時  
平成29年5月30日（火）から同年6月12日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。
- 6 入札説明書の交付場所及び日時  
上記5に同じ
- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
(1) 使用言語 日本語  
(2) 通貨 日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び提出期限  
(1) 提出場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班  
(2) 提出期限 平成29年7月10日（月）午前10時00分 時間厳守  
ただし、郵送の場合は同年7月7日（金）午後5時00分までに必着すること。
- 9 開札の場所及び日時等  
(1) 開札場所 大分県庁舎本館10階101会議室  
(2) 日 時 平成29年7月10日（月）午前10時00分

<p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約予定総額（契約単価に契約予定数量を乗じた金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。 (1) 金額の記載がないもの (2) 入札に関する条件に違反したもの (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>14 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>15 その他</p>	<p>この調達、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary (1) Nature and quantity of the products to be rentend One set of tablet computers using a closed network and communications service contract (2) Delivery Deadline September 29, 2017 (3) Delivery Place The place that Governor of Oita appoints (4) Time limit for tender 10:00 a.m. July 10, 2017 (5) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2065</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 平成29年5月30日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 競争入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 大分県立海洋科学高等学校及び香川県立多度津高等学校共同運航実習船建造工事一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 仕様書及び仕様特記事項による。</p> <p>(3) 納入期限 平成31年3月15日（木）</p> <p>(4) 納入場所 大分県臼杵市臼杵港</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資</p>
---	--

格の承認を受けた者であること。

- (1) 競争入札参加資格
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- ウ 消費税及び地方消費税並びに都道府県税を滞納している者でないこと。
- エ 営業年数が一年未満である者ではないこと。
- オ この公告の日から下記3の(3)に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格に関する指名停止の措置を受けていない者であること。
- カ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者
- なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- キ 漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶で国内総トン数400トン以上の鋼製の船舶を建造した実績を有する者であること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、必要書類を添付して、平成29年6月12日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合はその後も随時に受け付けるが、資格の確認が入札に間に合わない場合がある。

- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の入手、提出先及び問い合わせ先
- 大分県教育庁教育財務課施設企画班  
〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号  
電話 097-506-5456  
インターネットによる入手  
大分県教育委員会ホームページ <http://kyouiku.oita-ed.jp/list-top-koujikei-yaku.html>
- 3 入札日程及び入札方法等
- (1) 入札説明書の交付場所及び期間
- ア 交付場所 上記2の(3)に同じ
- イ 期間 平成29年5月30日（火）から同年6月30日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- (2) 入札書の提出日時及び場所等
- ア 日時 平成29年7月3日（月） 午前10時
- イ 場所 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 教育委員室
- ウ 郵便による入札 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年6月30日（金）午後5時までに上記2の(3)に掲げる場所に必着のこと。
- (3) 開札の日時及び場所等
- ア 日時 平成29年7月3日（月） 午前10時
- イ 場所 大分県大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 教育委員室
- ウ 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。
- (4) 入札保証金に関する事項 免除
- 4 最低制限価格に関する事項 設定しない。
- 5 落札者の決定方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同師の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく

<p>じを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても、落札者がなくとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>6 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>7 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 上記2の(3)に同じ。</p> <p>(2) 期間 上記3の(1)に同じ。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>9 契約に関する事項</p> <p>(1) 契約に関する事務を担当する部局は、上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>(2) 本工事の契約については、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例（昭和39年大分県条例第29号）第2条の規定に基づき、大分県議会の議決を得たときに成立するものとする。</p> <p>ただし、契約の相手方の決定後、議決までの間に契約の相手方（法人である場合は、法人の役員又はその使用人）が逮捕されること、その他の反社会的な行為があり、その</p>	<p>者を契約の相手方とすることが適当でないと認められるときは、契約を締結しない。</p> <p>なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害について、大分県はこれら一切賠償しない。</p> <p>10 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>11 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>12 Summary</p> <p>(1) The nature and quantity of the products to be built : Fisheries Training Vessel 1 unit</p> <p>(2) Time limit of tender by hand : 10:00 a.m. , July 3, 2017</p> <p>(3) Time limit of tender by post : June 30, 2017 . Must be sent to the address below by registered mail.</p> <p>(4) Contact point for the notice : Facilities and Properties Unit, Finance Division , Education Bureau , Oita Prefectural Government , 3-10-1 Funai-machi , Oita-shi , Oita</p> <p>870-8503 Japan TEL 097-506-5456</p>
--	--